



健康福祉課長
三國 正人

児童・母子福祉関係

サービスの名前	どんな方が対象？	助成金	内容
乳幼児医療費助成事業	0歳から6歳到達児	保険適用の医療費全額	契約医療機関で受診券を使用した場合は手続き不要です。
子ども医療費助成事業	小学校から高校3年生世代まで	保険適用の医療費全額	
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の18歳までの児童及び養育する親	児童は保険適用の医療費全額、親は自己負担月1,000円上限	ひとり親及び実費で医療機関を受診した場合は健康福祉課窓口で申請が必要です。
乳幼児子育て支援事業	出生から満1歳到達までの乳児を養育する保護者	月額1万円	健康福祉課窓口で申請が必要です。
妊婦のための支援給付	妊婦及び産婦	妊娠期（母子手帳交付）及び出産予定日8週間前に5万円を支給	
児童手当	出生から満18歳までの子を持つ保護者	月額1万円/人（2ヶ月に1回支給） 3歳未満1万5,000円 3子以降は3万円を支給	
児童扶養手当	ひとり親家庭の18歳までの児童及び養育する親（所得制限有）	児童1人につき最大46,690円 2人目以降、11,030円加算	
不妊治療費助成事業	公的医療保険適用の一般不妊治療及び生殖補助医療を行う方	保険医療機関に支払った自己負担額	青森県不妊治療費助成事務センターまでお問い合わせください。（R7から県事業）
ひとり親家庭等のサービス	ひとり親家庭の18歳までの児童及び養育する親	奨学金の給付・貸与、母子父子寡婦福祉資金貸付等	青森県下北福祉事務所にお問い合わせください。
あおもり子育て応援パスポート	18歳未満のお子さん又は妊娠中の方がいる方がいる家庭	青森県内の協賛店に提示すると各店が提供するサービスが受けられます。	青森県子ども家庭支援センターにお問い合わせください。

障がい福祉関係

重度心身障害者医療費給付事業	身体障がい者1～3級（内部障害） 知的障がい者A 精神障がい者1級の低所得者	自己負担0割～1割があり、残りの保険適用医療費を助成	対象となる方は健康福祉課窓口で申請が必要です。
児童発達支援等利用者負担額助成事業	満3歳児までの児童発達施設利用者の保護者	自己負担分を助成	
軽度・中等度難聴者補聴器購入事業	18歳以上、聴力レベル30～70デシベルで補聴器を購入する方	非課税世帯は上限4万円 課税世帯は上限2万円	
特別児童扶養手当	20歳未満の身体障害者2級以上の児童、知的障がいのある児童を養育する保護者	1級は56,800円/人 2級は37,830円/人（所得制限有）	
障がい児福祉手当 特別障がい者手当	重度の障害を持ち、日常生活において常時介護が必要な児童（20歳まで）、20歳以上の成人	障がい児16,100円/月 障がい者29,590円/月（所得制限有）	
その他障がい福祉サービス	障がい者手帳を保持している方	法に基づくサービス、給付が受けられます。	詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。

老人福祉・介護保険関係

家族介護用品支給事業	要介護4以上の在宅の高齢者を介護している家族（非課税世帯）	紙おむつ等6,300円相当を現物給付します。	詳しくは健康福祉課までお問い合わせください。
老人クラブ運営費補助金	単位老人クラブを組織している地域団体	5万円/団体を補助します。	
高齢者バス供与事業	老人クラブ等のバスを利用した研修等に供与する。	バスを借り上げ代行します。	
軽度生活援助サービス事業	高齢者、障がい者のみの世帯で自力で除雪等が困難な方	有償ボランティアへ支払う経費の一部を村が負担します。	
訪問理美容サービス事業	高齢者等で自力で理容店に行くことが困難な方	理容店からの出張費相当分を村が負担します。	
その他介護保険サービス	介護保険認定を受けている方	法に基づくサービス、給付が受けられます。	

※上記の各種助成制度を詳しく知りたい方は、健康福祉課福祉グループへお問い合わせください。（☎0175-28-5800）